

憲法 Chapter 10

Date

/

Date

/

Date

/



司法権の範囲と限界に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 地方議会における自律的な法規範の実現については、内部規律の問題として自治的措置に任せるのが適当であるが、数日間に及ぶ議会への出席停止の懲罰は、議員の重大な権利行使に対する制限であり、単なる内部規律の問題に止まらないから、司法審査の対象となる。
- 2 法律が、国会の両議院によって議決を経たものとされ、適法な手続によって公布されている場合、裁判所は両院の自主性を尊重して、法律制定の際の議事手続の瑕疵について審理しその有効無効を判断するべきではない。
- 3 政党の処分が党員の一般市民としての権利利益への侵害となり得る場合においても、その処分の当否の司法審査は、政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り、その規範に照らし適正な手続にのっとってされたかどうかの範囲で行われる。
- 4 国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為は、それが、法律上の争訟になり、有効無効の判断が法律上可能であっても、司法審査の対象とはならない。
- 5 具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であっても、宗教上の教義に関する判断などが必要で、事柄の性質上法令の適用により解決するのに適しないものは、裁判所の審判の対象となりえない。

正解

1

[裁判所] 司法権の範囲と限界

1 妥当でない

判例は、「**自律的な法規範をもつ社会ないしは団体**に在っては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としないものがある」とした上で、「本件における**出席停止**の如き懲罰はまさにそれに該当するものと解するを相当とする」としている（最大判昭35.10.19）。

2 妥当である

判例は、警察法が、両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている以上、裁判所は**両院の自主性を尊重**すべく同法制定の**議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきでない**としている（警察法改正無効事件 最大判昭37.3.7）。

3 妥当である

判例は、**政党が黨員に対してした処分が一般市民法秩序と直接関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、原則として司法審査の対象とならない**とした上で、「右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、**適正な手続に則ってされたか否かによって決すべき**であり、その審理も右の点に限られる」としている（共産党袴田事件 最判昭63.12.20）。

4 妥当である

判例は、**衆議院の解散**の合憲性が争われた事案において、「**直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為**のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、かかる国家行為は**裁判所の審査権の外にあ**る」としている（苫米地事件 最大判昭35.6.8）。

5 妥当である

判例は、訴訟が具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、**信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断**は請求の当否を決するについての前提問題にとどまるものとされていても、それが**訴訟の帰すを左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となっている場合には、その訴訟は、「法律上の争訟」にあたらぬ**としている（板まんだら事件 最判昭56.4.7）。

以上により、妥当でないものは**肢1**であり、正解は**1**となる。